

社会福祉法人 兼盛福祉会  
役員費用弁償・報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 兼盛福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員、評議員選任・解任委員会、監事に対する費用弁償・報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 前項に定めるものが、その職務の為に出張する場合は、代償として旅費を支給する。

2、前項の旅費の支給方法は、かねぐすく保育園の旅費規程に準ずる。

(役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じ、理事会に出席した時は、その出席日数1日につき5,000円を支給する。

(監事報酬)

第4条 監事が理事及び、評議員会及び、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の監査の業務にあたった場合は、出席日数1日につき10,000円を支給する。

(評議員報酬)

第5条 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席した時は、出席日数1日につき5,000円を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員会が理事長の招集に応じ評議員選任・解任委員会に出席した時は、出席日数1日につき5,000円を支給する。

(苦情解決・第3者委員報酬)

第7条 苦情解決・解任委員会が理事長の招集に応じ招集されたときは1日につき5,000円を支給する。

(報酬額)

第8条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

評議員	20万円
理事	30万円
監事	30万円
評議員選任・解任委員会	10万円

(付則)

この規定は、平成29年4月1日から施行し、同時に旧規定は廃止する。

社会福祉法人 兼盛福祉会  
役員の使用弁償・報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 兼盛福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員、監事に対する使用弁償・報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(使用弁償)

第2条 前項に定めるものが、その職務の為に出張する場合は、代償として旅費を支給する。

2、前項の旅費の支給方法は、かねぐすく保育園の旅費規程に準ずる。

(役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じ、理事会に出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。

(監事報酬)

第4条 監事が理事会及び、評議員会及び、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の監査の業務にあたった場合は、出席日数1日につき10,000円を支給する。

(評議員報酬)

第5条 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席した時は、出席日数1日につき5,000円を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員会が理事長の招集に応じ評議員選任・解任委員会に出席した時は、出席日数1日につき5,000円を支給する。

(苦情解決・第3者委員報酬)

第7条 苦情解決・第3者委員が理事長の招集に応じ招集されたときは1日につき5,000円を支給する。

(付則)

この規定は、平成29年4月1日から施行し、同時に旧規定は廃止する。

社会福祉法人兼盛福祉会  
役員の費用弁償・報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、福祉法人兼盛福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する費用弁償・報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務の為に出張する場合は、弁償として旅費を支給する。

2. 前条の旅費の支給方法はかねぐすく保育園の旅費規程に準ずる。

(役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じ、理事会に出席したときはその出席日数1日につき5,000円を支給する。

2. 監事が監査のために出席した時はその出席日数1日につき6,000円を支給する。

(評議員報酬)

第4条 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、出席日数1日につき5,000円を支給する。

2. 理事会と評議員会が同日に開催され、両方に出席したときは 評議員報酬は支給しない。

(苦情解決・第三者委員報酬)

第5条 苦情解決・第三者委員が理事長の招集に応じ招集されたときは、1日につき5,000円を支給する。

付則 この規定は平成15年4月1日より施行する。

平成18年3月24日 改正

社会福祉法人兼盛福社会  
役員費用弁償・報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人兼盛福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する費用弁償・報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のために出張する場合は、弁償として旅費を支給する。

2. 前条の旅費の支給方法はかねぐすく保育園の旅費規程に準ずる。

(役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じ、理事会に出席したときはその出席日数1日につき5,000円を支給する。

2. 監事が監査のために出席したときはその出席日数1日につき6,000円を支給する。

(評議員報酬)

第4条 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、出席日数1日につき5,000円を支給する。

2. 理事会と評議員会が同日に開催され、両方に出席したときは 評議員報酬は支給しない。

付則 この規程は平成15年4月1日より施行する。  
平成18年3月24日 改正